

高等教育と評価

—評価間の関連と首都大学東京の取り組み—

基礎教育センター・助教
串本 剛

1. 評価色々



1

2-1. 成績評価①

(1) 概要

- 90年代後半より、評価基準の明確化、評価の厳格化の必要性が広く認識され始める(大学教育審議会 1997,1998など)
- 関連法規: 大学設置基準第二十五条の二; 評価基準の明示と適切な実施の要請(08年4月1日施行)

(2) 目的

- 学習の達成度を学生に知らせ、さらなる学習への指針を与える
- 教員が授業の内容・方法を再検討するための資料とする
- 科目の習熟度を対外的に保証する

2

2-2. 成績評価②

(3) 首都大での取り組み

- 共通教育における成績評価の共通指針

基礎ゼミナールにおける成績評価基準ガイドライン
・欠席せず、課題を普通にこなしている場合、「4」を基本とする。これに、発表内容・提出課題・参加態度・出席状況等により加点・減点する。
・正当な理由なく4回以上欠席した場合は「1」とする。
・クラスの平均は、4程度になるのが望ましい。

(2007年度第7回基礎教育部会議事)

成績評価に関する指針—都市教養プログラム編—
・都市教養プログラム各科目の成績評価分布の実態を、科目名匿名で公表し各科目担当者に周知する。その上で、評点の偏りが著しい科目が存在することについて注意を喚起する。
・成績評価方法については、考慮する要素(出席、試験、レポート、等)と、それらが考慮される割合を、シラバスに明記すると共に、受講生に対し口頭で周知する。
・論述式の試験・レポートの評価に際しては、学生に対し事前に、どのような観点から評価がなされるかについて説明する。

(2007年度第7回基礎教育部・都市教養プログラム部会議事)

4

3-1. 授業評価①

(1) 概要

- 自発的な取り組みは古くからあるが、1980年代より公的な議論が盛んになる(山地編著 2007など)
- 2005年度には71%の大学が全学的な学生による授業評価を実施(文部科学省 2007)

(2) 目的

- 学生からの見え方を参考に個別授業を改善する
- 全体の傾向から科目・プログラムの設計を再検討する
- 多変量解析によって教育・学習構造を明らかにする

3-2. 授業評価②

(3) 首都大での取り組み

- 共通教育では、基礎ゼミナール、都市教養プログラム、情報科目、実践英語科目、理工共通基礎科目において、毎年度前後期末に、学生を対象としたSEと教員を対象としたTEを実施
- 授業担当者には、科目・プログラム毎の平均値と当該授業の平均値を比較できる様式で、評価結果をフィードバック
- 科目・プログラム毎の集計結果は、FD委員会ホームページで公開されると共に、取り纏め役の教員が分析をし、FDレポートに掲載
- 学内外の研究会では、学習成果の規定要因分析の結果等を報告し、知見を精査、教育改善に情報活用

(参考:<http://www.comp.metro.ac.jp/FD/education/index.html>)

6

4-1. 教員評価①

(1) 概要

- 2000年以降、導入事例が徐々に増え(佐々木他 2006)、2008年1月の調査では、調査に回答した国立大学の内96%が教員評価を実施(大川 2008)
- 大学が果たす役割への期待と活性化への要請(総合規制改革会議 2001)

(2) 目的

- 実績に基づく公平な処遇により勤労意欲の喚起する
- 教員個人の活動状況を点検し、その活性化を図る
- 大学の運営等の改善資料とし、教育研究等を向上させる
- 目標設定と到達度の評価により、社会への説明責任を果たす

4-2. 教員評価②

(3) 首都大での取り組み (首都大学東京 2008)

- 評価の目的: ①教員が自らの教育・研究等の職務に目標を設定して取り組むことで、課題の発見と改善を進め、優れた点を更に伸ばす取組につなげ、意識改革及び能力向上を図る
- ②大学全体の教育研究活動の活性化を通じて、学生、大学院生に対する教育の質の向上を図る
- ③大学の出資者である都民に対する説明責任を果たす
- 年度評価と任期評価から構成され、前者は業績給の成績率や職務基礎額の昇給に、後者は再任審査に関わる (2007年度から本格実施)
- 教育・研究・社会貢献・組織運営の4領域に渡る自己申告に基づき専攻長等が評価。苦情申出の機会も用意されている。

7

5. 自己評価

(1) 概要

- 1991年の大学設置基準大綱化にあわせ、大学が自律的に質を維持・向上させる手段として導入
- 関連法規: 学校教育法第百九条第一項; 点検・評価の実施と結果の公表

(2) 目的

- 教育研究水準の向上

(3) 首都大学での取り組み

- 2005年の開学以降、全学的な報告書は作成していない
- 基礎教育センターでは、2007年度の活動について報告書を作成

8

6. 法人評価

(1) 概要

- 6年を単位とした中期目標・計画・評価ならびに年度毎の計画と評価
- 関連法規: 地方独立行政法人法第二五条～三一条、七八条及び七九条

(2) 目的

- 適正かつ効率的な業務の運営を促進する
- 業務の内容を住民に明らかにする

(3) 首都大学での取り組み

- 関係運営委員会で周知、審議、ならびに部局への意見聴取依頼
- 教育研究に関しては学長が、その他項目に関しては事務局長がとりまとめ

9

7. 認証評価

(1) 概要

- 全ての大学が7年に1度、認証評価機関による評価を受ける制度 (2004年度～)
- 関連法規: 学校教育法第百九条第二項

(2) 目的 (大学評価・学位授与機構 2007)

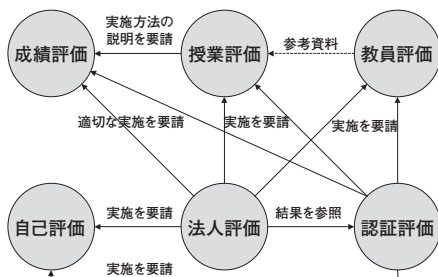
- 大学の教育研究活動等の質を保証する
- 結果のフィードバックにより、教育研究活動等の改善に資すること
- 大学に対する国民の理解と支援が得られるように支援すること

(3) 首都大学での取り組み

- 2010年度の受審に向けて準備が進んでいる

10

8. 評価間関係



11

9. まとめに代えて

- 同じ「評価」でも、主客、目的、方法が非常に多様
- 良くも悪くも、法人評価・認証評価が改革の推進力になっている
- 構造的な理解 → 不可避免的に発生する作業への動機付け

12